

令和4年3月4日

福井市立各中学校長 様

福井市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の対応について（通知）

みだしのことにつきまして、県内でのオミクロン株による新規感染者数が依然として多数確認されている状況から、福井県独自の「感染拡大警報」が3月21日まで延長されることになりました。

つきましては、県独自の感染拡大警報の期間中の対応については、下記の対応を継続しますのでお知らせします。なお、今後の情勢や国・県からの通知によっては、内容の変更や対応の見直しが生じる可能性があることを御了承ください。

記

1 学校活動について

- (1) 県独自の「感染拡大警報」期間中は、「学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和3年12月10日改訂。以下、市ガイドラインと言う。)の「レベル2」の感染症対策に引き続き取り組むこと。
- (2)「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動」(市ガイドライン P15)については、「レベル2」にとらわれず、基本的には実施を控えること。
- (3) 合同体育、学年集会、縦割り活動など、他学級との交流を控えること。

2 部活動について

部活動については、活動を控えること。

3 感染対策について

- (1) 学校の内外を問わず、会話をするときは必ずマスクをつける「『おはなしはマスク』いつでもどこでも だれとでも」を徹底すること。家庭内であってもマスクの着用や手洗いをなどの感染防止対策を行うこと。
- (2) 密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。換気の目安としてCO₂モニターの活用も可能な限り取り入れること。
(学校環境衛生基準では1500ppmを基準としている)

4 生徒および教職員の体調管理の徹底について

- (1) わずかな体調の変化も見逃さないよう体調管理を徹底するとともに、体調に少しでも変化が生じている場合は、医療機関へ受診するように促すこと。また、同居の家族の体調が悪い場合にも、登校・出勤を控えるようにすること。

5 県境をまたぐ移動について

- (1) 受験等のため他県を訪問する生徒等については、訪問先の感染状況を把握させ、マスクの着用やこまめな手洗い、検温による健康観察等を徹底させるとともに、不要な外出を避ける、人混みを回避するなど、感染リスクを最小化するよう指導すること。
- (2) 他県を訪問した生徒等については、一定期間の体調管理や感染防止対策を徹底させるとともに、体調に変化が生じた場合は登校させないこと。